

5 格差是正の取り組み

III. 雇用形態別格差

- | | |
|---------------|-------|
| 1. 有期契約労働者の状況 | 5-3-1 |
| 2. 雇用形態別格差の現状 | 5-3-5 |

5 格差是正の取り組み

III. 雇用形態別格差

1. 有期契約労働者の状況

厚生労働省「有期契約労働者に関する実態調査」平成17年版 より抜粋

表2 産業・事業所規模、就業形態別常用労働者に占める有期契約労働者の割合

(単位：%)

産業・事業所規模	常用労働者計	有期契約労働者	就業形態				
			契約社員	嘱託社員	短時間のパートタイマー	その他のパートタイマー	その他
総数	100.0	24.5 (100.0)	2.7 (11.0)	1.9 (7.7)	13.4 (54.9)	4.3 (17.4)	2.2 (9.1)
鉱業	100.0	8.6	0.9	2.5	1.7	0.9	2.7
建設業	100.0	9.7	1.2	2.0	1.3	0.7	4.5
製造業	100.0	15.1	1.6	1.9	5.3	4.1	2.2
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	4.3	0.5	1.5	1.3	0.6	0.4
情報通信業	100.0	13.1	3.5	1.0	4.1	3.4	1.1
運輸業	100.0	17.8	2.8	3.7	7.1	2.8	1.3
卸売・小売業	100.0	33.9	2.8	1.0	23.1	5.4	1.7
金融・保険業	100.0	16.8	2.1	2.3	7.2	3.0	2.1
不動産業	100.0	25.6	3.4	6.3	10.0	3.9	2.0
飲食店、宿泊業	100.0	48.2	2.0	0.7	37.3	6.4	1.8
医療、福祉	100.0	23.3	4.0	1.2	12.1	3.9	2.2
教育、学習支援業	100.0	33.9	9.1	2.1	17.0	2.9	2.8
複合サービス事業	100.0	21.2	1.7	1.6	5.9	8.1	3.9
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	26.3	3.9	3.4	11.4	5.1	2.6
事業所規模							
1,000人以上	100.0	10.5	2.3	0.9	3.2	1.7	2.4
300～999人	100.0	22.4	2.7	1.5	11.2	4.1	2.9
100～299人	100.0	27.9	2.9	2.4	14.5	5.2	2.9
30～99人	100.0	27.1	2.7	2.2	15.1	4.9	2.3
5～29人	100.0	23.7	2.7	1.7	13.7	3.9	1.7

注：（ ）は有期契約労働者を100とした割合である。

表12 就業形態、有期契約労働者の正社員と比較した業務の専門性別事業所の割合

(単位：%)

就業形態	有期契約労働者を雇用している事業所計	業務の専門性				
		より専門性が高い	同じである	より専門性が低い	比較できる正社員がいない	不明
契約社員	100.0	21.0	55.9	11.7	8.0	3.3
嘱託社員	100.0	22.2	56.7	10.0	7.7	3.4
短時間のパートタイマー	100.0	3.6	35.6	40.4	16.1	4.3
その他のパートタイマー	100.0	2.5	45.2	33.4	15.3	3.6
その他	100.0	4.3	39.2	15.6	24.9	15.9

注：9 利用上の注意(3)（3頁）を参照。

表13 就業形態、有期契約労働者の正社員と比較した業務に対する責任別事業所の割合

(単位：%)

就業形態	有期契約労働者を雇用している事業所計	業務に対する責任				
		より責任が重い	同じである	より責任が軽い	比較できる正社員がいない	不明
契約社員	100.0	4.8	56.4	30.1	4.9	3.8
嘱託社員	100.0	4.8	57.9	29.0	4.9	3.4
短時間のパートタイマー	100.0	0.7	23.6	60.1	11.1	4.4
その他のパートタイマー	100.0	0.0	31.4	52.8	11.9	3.9
その他	100.0	1.5	38.1	29.2	15.3	15.9

注：9 利用上の注意(3)（3頁）を参照。

表15 就業形態、有期契約労働者の正社員と比較した1日の所定労働時間別事業所の割合

(単位：%)

就業形態	有期契約労働者を雇用している事業所計	1日の所定労働時間				
		長い	同じである	短い	比較できる正社員がいない	不明
契約社員	100.0	2.2	67.9	22.1	4.5	3.3
嘱託社員	100.0	0.3	76.5	16.3	3.4	3.5
短時間のパートタイマー	100.0	0.0	5.1	83.9	6.6	4.3
その他のパートタイマー	100.0	0.5	49.8	39.1	7.3	3.4
その他	100.0	0.3	55.8	12.3	15.7	15.9

注：9 利用上の注意(3)（3頁）を参照。

表26 性、就業形態、主な収入源別有期契約労働者の割合

(単位：%)

性、就業形態	全有期契約 労働者計	主に当該有期契約 による賃金収入で 暮らしている	主に左記以外の収 入で暮らしている	不明
総数	100.0	40.1	58.6	1.3
男	100.0	63.6	35.6	0.8
女	100.0	30.8	67.7	1.5
就業形態				
契約社員	100.0	71.3	27.2	1.5
男	100.0	83.2	15.4	1.4
女	100.0	62.1	36.4	1.5
嘱託社員				
男	100.0	72.2	27.3	0.5
女	100.0	53.3	42.0	4.7
短時間のパートタイマー	100.0	21.2	77.6	1.2
男	100.0	34.2	65.2	0.6
女	100.0	18.5	80.2	1.3
その他のパートタイマー	100.0	53.6	44.9	1.5
男	100.0	78.4	21.3	0.2
女	100.0	45.0	53.1	1.9
その他	100.0	68.1	30.6	1.3
男	100.0	80.5	17.5	2.1
女	100.0	59.8	39.5	0.7

表27 就業形態、労働組合への加入の有無別有期契約労働者の割合

(単位：%)

就業形態	全有期契約 労働者計	正社員と同一の 労働組合に加入 している	正社員とは別の 労働組合に加入 している	未加入である	不明
総数	100.0	9.1	1.9	83.9	5.1
契約社員	100.0	13.3	0.8	80.6	5.3
嘱託社員	100.0	9.7	1.4	79.9	8.9
短時間のパートタイマー	100.0	7.9	2.0	86.0	4.0
その他のパートタイマー	100.0	9.9	2.6	81.4	6.1
その他	100.0	9.4	1.8	82.9	5.9

表38 就業形態、正社員と比較した賃金についての意識別有期契約労働者の割合

(単位 : %)

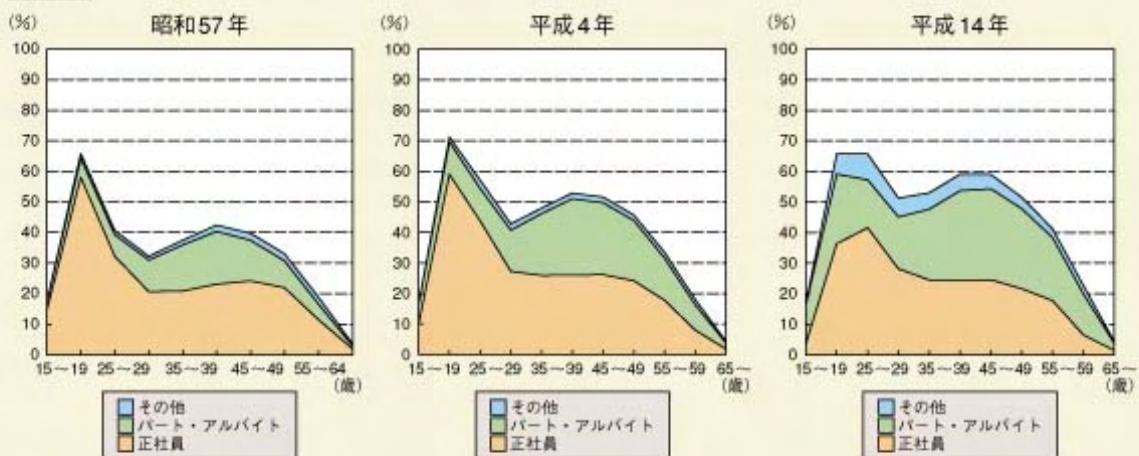
就業形態	同じ部署に働く正社員がいる有期契約労働者計 (正社員と比較して業務の専門性、責任、恒常性がすべて「同じである」)	正社員と比較した賃金についての意識					不明	
		適當と思う	低いが納得できる	低く納得できない	わからない	比較できる正社員がない		
総数	[18.9]	100.0	31.5	21.4	25.6	16.1	4.9	0.5
契約社員	[32.1]	100.0	25.2	16.9	30.3	22.6	4.6	0.4
嘱託社員	[36.8]	100.0	31.9	39.7	15.8	7.3	4.3	1.0
短時間のパートタイマー	[12.6]	100.0	36.5	19.5	23.4	14.9	5.5	0.2
その他のパートタイマー	[20.8]	100.0	24.9	17.0	33.8	20.0	3.2	1.1
その他	[22.5]	100.0	36.4	17.3	24.3	14.6	7.1	0.4

注：[] は同じ部署に働く正社員が「いる」と回答し、業務の専門性、責任、恒常性を正社員と比較した場合、すべて「同じである」と回答した有期契約労働者の全有期契約労働者に対する割合である。

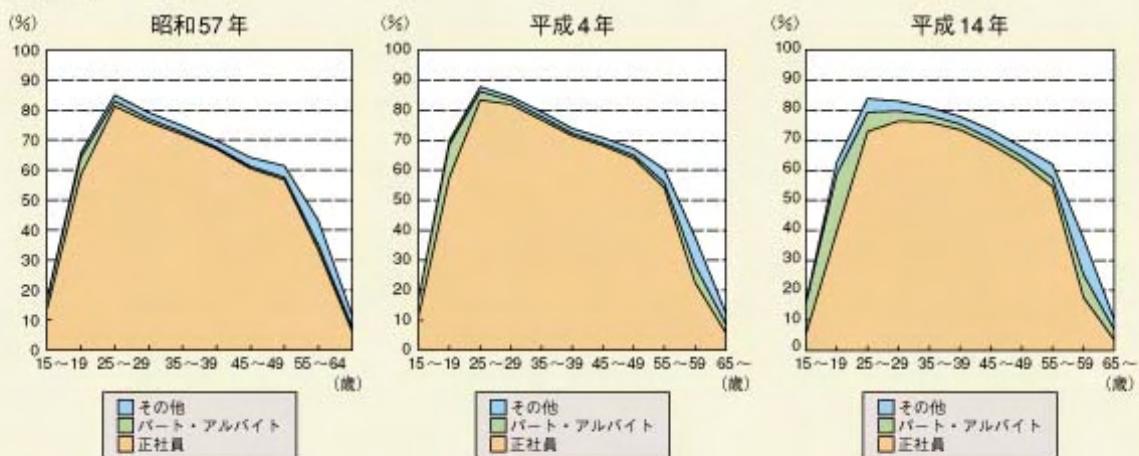
2. 雇用形態別格差の現状

第1-特-21図 雇用形態の内訳別年齢階級別雇用者比率

女性

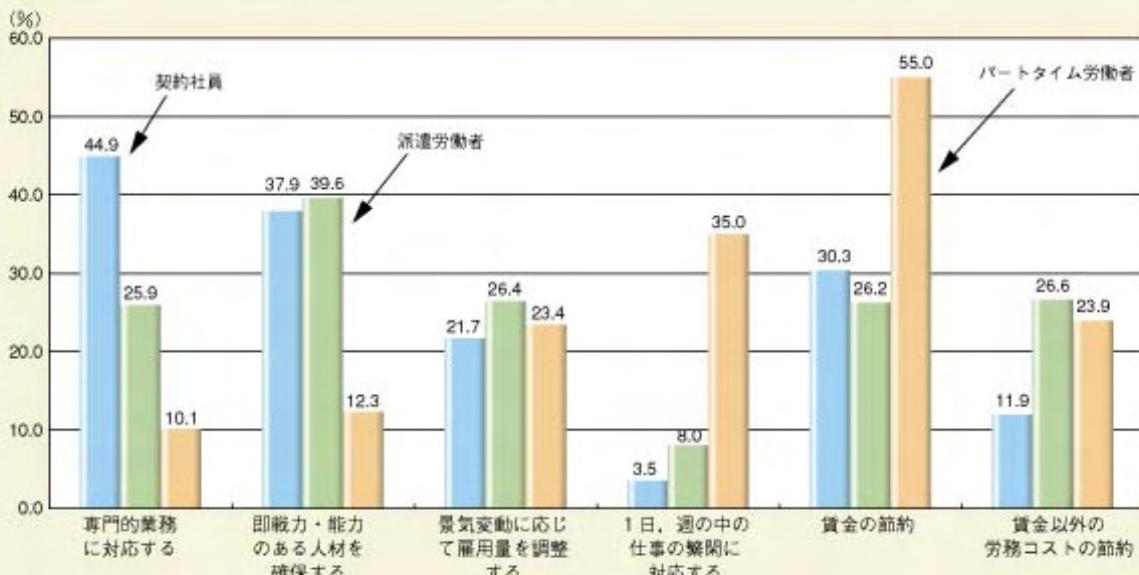


男性



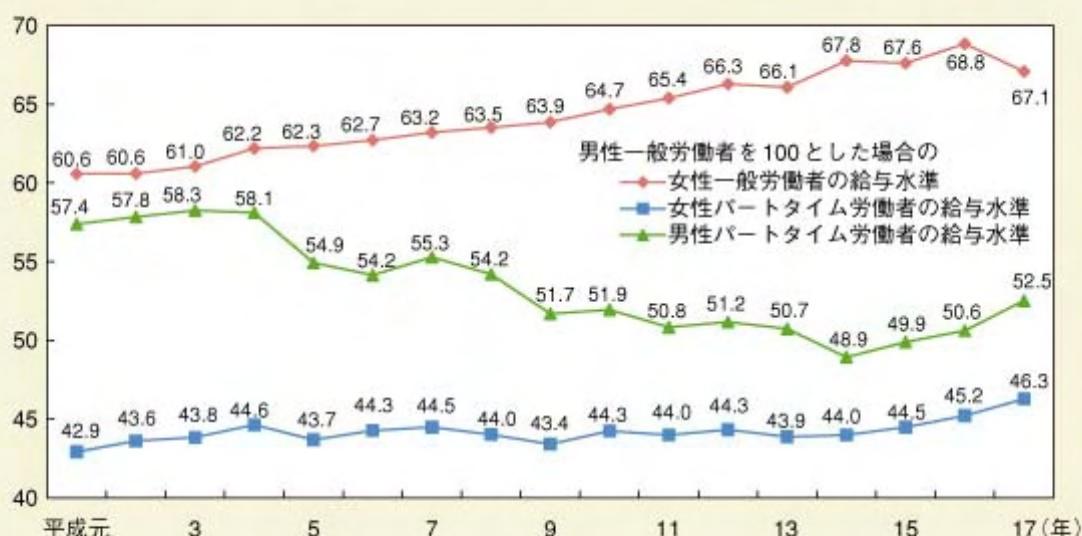
(備考) 総務省「就業構造基本調査」より作成。

第1-2-7図 就業形態別非正社員の主な雇用理由



(備考) 厚生労働省「平成15年就業形態の多様化に関する総合実態調査」より作成。

第1-2-12図 労働者の1時間当たり平均所定内給与格差の推移

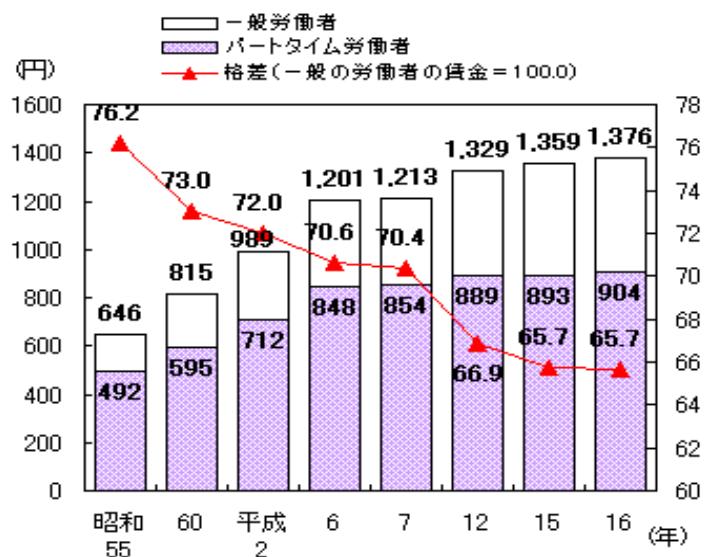


(備考) 1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。

2. 男性一般労働者の1時間当たり平均所定内給与額を100として、各区分の1時間当たり平均所定内給与額の水準を算出したものである。

平成18年版 男女共同参画白書より

女性パートタイム労働者と女性一般労働者の賃金格差の推移

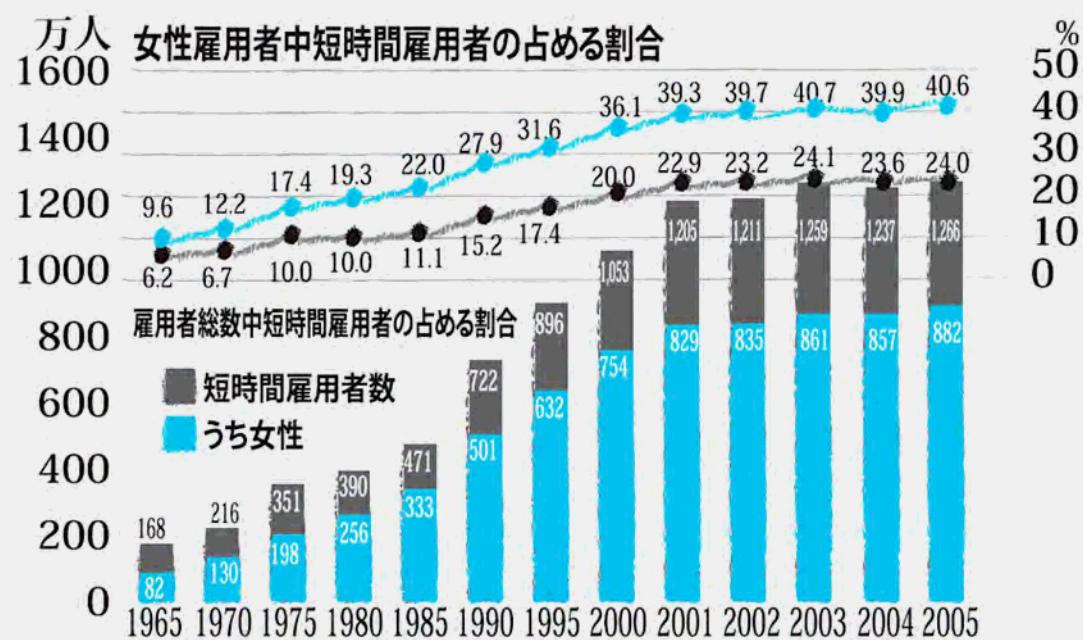


資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

注) 一般労働者の1時間当たりの所定内給与額は次の式により算出した。

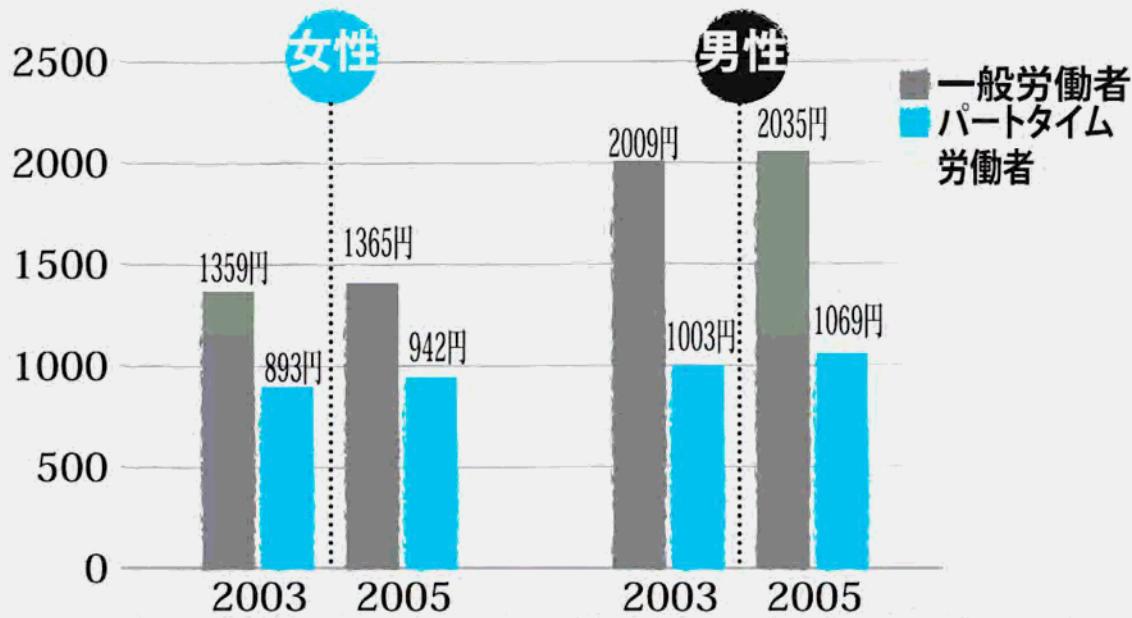
1時間当たりの所定内給与額=所定内給与額÷所定内実労働時間数

増え続けるパートタイム労働者



資料出所：総務省統計局「労働力調査」(雇用者は休業者を除く)

一般労働者とパートタイム労働者の時間あたり賃金



(注)一般労働者とパートタイム労働者では、勤続年数、職種等に違いがあるので、単純には比較できない。

出所／厚生労働省「賃金構造基本統計調査」2003年・2005年

働き方で大きく異なる生涯所得

出産退職し、
子ども6才で
パートアルバイトで
働いた場合、
就職を継続した場合と
比べると
生涯所得は18.8%

就業を継続した場合
(生涯所得2億7,645万円)

子どもが6歳で
再就職した場合
(生涯所得1億7,709万円)

パート・アルバイトとして
子どもが6歳で再就職した場合
(生涯所得4,913万円)

金額

年齢

生涯所得の概念図

資料出所：「平成17年度版 国民生活白書」